

特別支援教育における
「個別の指導計画」作成のために

平成21年12月

山口県教育委員会

はじめに

平成19年度から特別支援教育制度がスタートし、学校教育法に発達障害等の障害のある幼児児童生徒が在籍するすべての学校において、学習上又は生活上の困難を克服するための教育を実施しなければならない旨の規定がなされました。

本県では、平成18年に作成しました特別支援教育ビジョン実行計画に基づき、すべての公立幼・小・中・高等学校等において、校内委員会の設置等の相談支援体制を整備しました。また、幼・小・中・高等学校等では、幼児児童生徒の障害の実情等に即した適切な指導や必要な支援を行うとともに、その指導や支援を進級や進学、就職先に確実に引き継ぐ取組を進めています。

こうした各学校の取組を支援するため、県教育委員会では、やまぐち総合教育支援センター内ふれあい教育センターに発達障害に関する専門的な相談支援機能を整備するとともに、特別支援教育センター、サブセンターを設置するなど、地域における相談支援体制の充実強化に努めてきました。

こうした中、今回改訂された幼稚園教育要領や小・中・高等学校の学習指導要領に、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」作成の必要性が明記されたことを受け、市町教育委員会や学校から、作成のための参考資料を要望する声が多くありました。

このため、県教育委員会では、「個別の指導計画」に必要となる項目や様式の検討を行い、本マニュアルを刊行することとしました。

本マニュアルは、「個別の指導計画」の基本的な考え方、作成のための配慮事項、計画の様式と記入上の留意点等で構成されています。

今後、記入例も作成する予定ですので、平成19年に刊行しました『個別の教育支援計画』Q&A及び記入例（平成20年改訂）と併せて参考にし、事例検討や障害の実践的な理解、授業改善等に活用してください。

教員一人ひとりの実践力とともに学校組織としての対応力が向上し、発達障害等のある幼児児童生徒の自立・社会参加に向けて、特別支援教育が一層充実していくことを期待します。

平成21年12月

目 次

「個別の指導計画」 Q & A

- ◇Q 1 「個別の指導計画」とはどのようなものですか？ . . . P 1
- ◇Q 2 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」との関係はどのようになっていますか？ . . . P 2
- ◇Q 3 「個別の教育支援計画」を作成していないと「個別の指導計画」を作成することはできないのですか？ . . . P 4
- ◇Q 4 「個別の指導計画」は通常の学級でも作成するのですか？ . . . P 4
- ◇Q 5 「個別の指導計画」を作成する児童生徒は？ . . . P 5
- ◇Q 6 「個別の指導計画」はどのような手順で作成するのですか？ . . . P 6
- ◇Q 7 実態把握はどのようにして行えばよいのですか？ . . . P 7
- ◇Q 8 目標を設定するときの留意点は何ですか？ . . . P 10
- ◇Q 9 指導内容をどのように設定すればよいのですか？ . . . P 10
- ◇Q 10 どのような観点で評価を行えばよいのですか？ . . . P 11
- <参考> 特別の教育課程 . . . P 14
- 知的障害のある児童生徒に対する教育における各教科の構成 . . . P 15

「個別の指導計画」様式及び記入上の留意点

- 「個別の指導計画」様式 . . . P 16
- 「個別の指導計画」記入上の留意点 . . . P 19
- 「個別の指導計画」作成及び記入の方法（例） . . . P 23

「個別の指導計画」

Q & A

Q 1 「個別の指導計画」とはどのようなものですか？

「個別の指導計画」とは

障害のある幼児児童生徒の適切な指導や必要な支援を進めるためには、各学校で編成する教育課程に基づき、障害の状態や発達段階等に応じた、指導内容の精選や指導方法の工夫が重要です。

「個別の指導計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに作成する、各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に示した計画です。

「個別の指導計画」を作成することで、教職員の共通理解による実践、指導や支援の客観的な評価と改善につながります。

<教育課程とは>

学校教育の目的・目標を達成するために、児童生徒の心身の発達に応じ、教育内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

<特別支援学校では>

平成11年告示の盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(※)では、自立活動の指導や重複障害のある児童生徒への指導において特例による教育課程を編成する場合は、個別の指導計画を作成しなければならないことが規定されていました。

また、平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領においては、すべての児童生徒について、各教科等にわたって「個別の指導計画」を作成することや、「個別の指導計画」に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めることが規定されました。

(※)盲・聾・養護学校は、平成19年度から学校教育法の改正により、特別支援学校に移行しました。

<幼・小・中・高等学校では>

障害のある幼児児童生徒の指導に当たっては、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（「個別の指導計画」）を一人ひとりに作成し、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが教育要領・学習指導要領に規定されています。

「個別の指導計画」の作成・活用について

「個別の指導計画」を作成・活用することで、以下のようなメリットが考えられます。

<「個別の指導計画」の作成・活用のメリット>

- 幼児児童生徒の様子や指導目標・内容等について、教職員の共通理解が進みます。
- 校内支援体制づくりに役立ちます。
- 個別指導や集団活動での配慮や支援が充実します。
- 「個別の指導計画」を基に適宜評価を行い、指導内容や方法等を改善することで、効果的な指導につながります。
- 引継ぎの資料となり、一貫性や系統性のある指導を行うことができます。

「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を一層充実させることが必要です。

「個別の指導計画」に基づく指導をP-D-C-Aの過程で進めることで、指導や支援を改善・充実することができます。



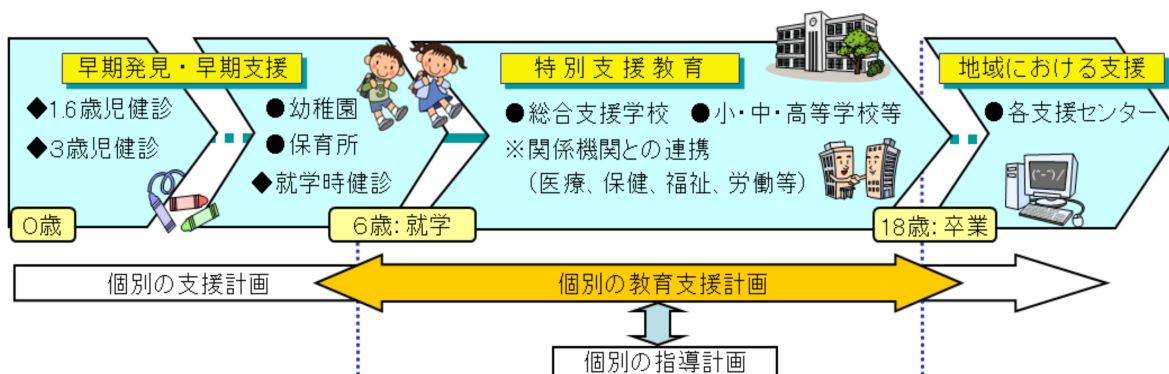
Q2 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」との関係は どのようになっていますか？

「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」は、保護者の方の了解を得て、本人の実態や関係機関等からの支援の状況や、長期的な視点から支援の方針を示した計画です。

「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、一年間の指導目標、内容・方法等を具体的に示した計画です。

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の関係を下図に示しています。



「障害者基本計画」(H14.12)の中で、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人ひとりのニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う」ことが示されるとともに、重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)の中で、盲・聾・養護学校において「個別の支援計画」を平成17年度までに作成することが示されました。

このため、本県では県の統一様式を作成し、平成17年度中に特別支援学校に在籍するすべての幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成しました。また、『個別の教育支援計画』Q&A及び記入例(県教育委員会)を作成するとともに、地域コーディネーターがすべての公立幼・小・中・高等学校等を巡回して、「個別の教育支援計画」の作成を支援するなど、作成と活用を積極的に進めています。

※「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」は、概念として同じものであり、学校が作成する場合に「個別の教育支援計画」と呼びます。

<「特別支援学校学習指導要領総則」より>

- 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。
- 家庭及び地域や医療、福祉、健康、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

<「小・中・高等学校学習指導要領総則」より>

障害のある児童(生徒)などについては、・・・中略・・・例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用により、教師間だけでなく、保護者の方や関係機関と連携協力しながら、指導方法・内容を計画的・組織的に工夫・改善していくことができます。



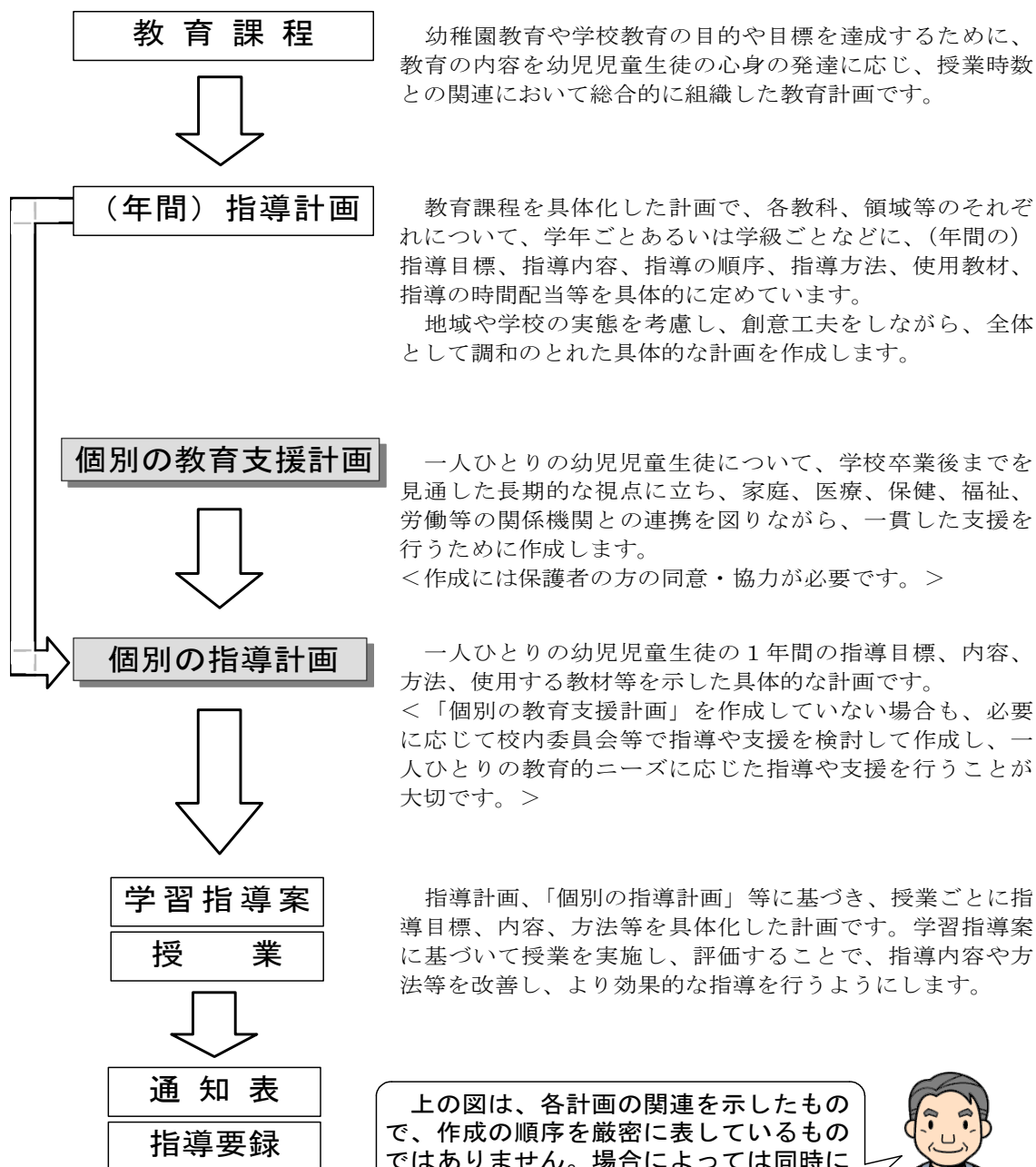
「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の関係は

「個別の指導計画」は、各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示した長期的な支援の方針を踏まえ、具体的な指導の内容や方法等を記入したものです。

特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室では、これまでも、各教科や自立活動などにおける一人ひとりの指導目標、内容、方法などを記載した計画を作成し、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導を行ってきました。

このたび、幼稚園教育要領や小・中・高等学校学習指導要領に、「個別の指導計画」の作成が示されたことを受け、県では計画に必要な項目、様式、記入例等を検討し本マニュアルを作成しました。各幼稚園・学校では、本マニュアルを参考にして、幼稚園・学校の実状に合わせた計画を必要に応じて作成してください。

<学校における各計画の関連>



Q3 「個別の教育支援計画」を作成していないと「個別の指導計画」を作成することはできないのですか？

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、幼児児童生徒の指導や支援の充実のために幼稚園・学校が作成するものです。

「個別の教育支援計画」が作成されていない場合も、「個別の指導計画」を作成して、指導や支援を計画的、組織的に進めることが重要です。

「個別の教育支援計画」の作成について、保護者の方に作成の目的、活用方法及び保管・引継ぎ方法等について十分に説明し、その必要性やメリットを理解していただくために、必要に応じて、教育相談等を継続的に実施していくことが必要です。

幼稚園・学校で行う支援、家庭でできる支援、外部の機関と連携して行う支援等を整理して、幼児児童生徒にかかわるいろいろな立場の人が協力しながら支援できるようにします。

指導や支援に当たるすべての教員が、具体的な指導や支援の目標、内容、方法等について共通理解し、協力して実践することで、幼児児童生徒が安心して学習に取り組むことができます。

進級や進学の際、新しい担任や学校に引き継ぐことで、スムーズに支援が継続できます。

障害の状態等や本人・保護者の方の思いを踏まえて作成し、指導や支援に役立てます。

作成のために収集した情報や記載した内容は、大切に扱います。

「個別の指導計画」をもとに効果的な指導や支援を行うためには、家庭との連携が必要です。
授業参観や学期末の懇談等の様々な機会を通じて、指導目標、内容・方法等について保護者の方に説明し、理解と協力を得るように努めることが大切です。

Q4 「個別の指導計画」は通常の学級でも作成するのですか？

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒についても、必要に応じて作成します。その際、校内委員会で具体的な指導の目標や内容、配慮事項等について検討することが必要です。記載される内容は児童生徒の実状に応じて様々ですので、別冊の「記入例」を参考にして作成してください。

Q5 「個別の指導計画」を作成する児童生徒は？

学習指導要領には、特別支援学校においては、すべての児童生徒について作成しなければならないことが示されており、幼稚園・小・中・高等学校については、作成することが努力義務として示されています。

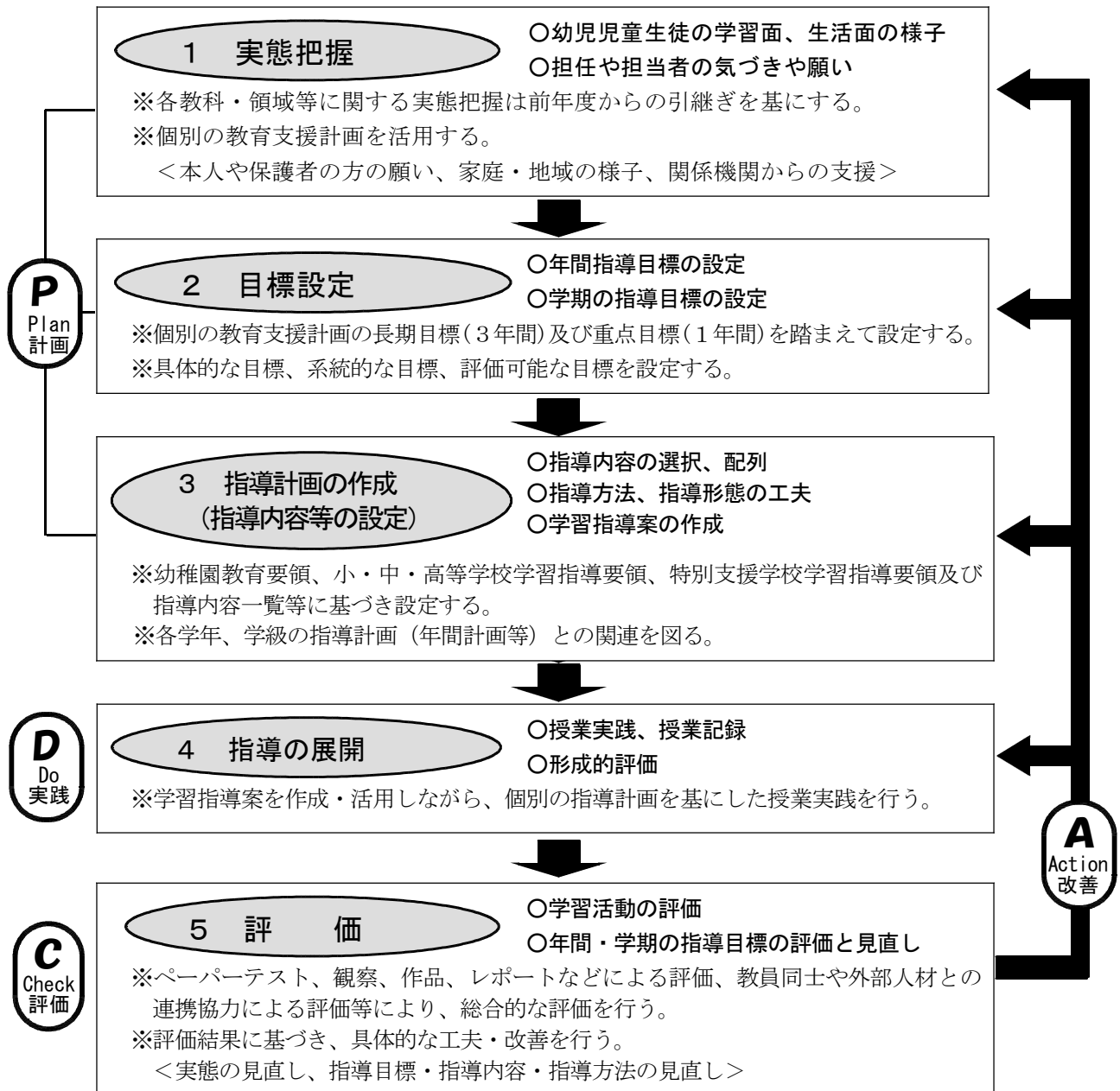
	概 要	対 象	教 育 課 程		「個別の教育支援計画」・ 「個別の指導計画」の作成
			編 成	特 色	
幼稚園・ 通常の学級	領域、教科・ 科目の学習や 生徒指導等 の中で、学習や 対人関係等の 困難を改善・ 克服し、順調 に成長してい くための支援 を実施	発達障害等 の特別の指 導を必要と する幼児児 童生徒	幼稚園教 育要領、 小・中・ 高等学校 学習指導 要領に基 づき編成	幼児児童生徒の障害 の状態等に応じた指 導や支援を行い、各 教科、領域等の目標 を達成する。	教育要領、学習指導要領に おいて、「個別の教育支援 計画」・「個別の指導計画」 の作成努力義務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <作成について保護者の方の 理解が得られている場合> 「個別の教育支援計画」・「個 別の指導計画」を作成 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <保護者の方からの申し出が ない場合> 校内委員会等で支援の方針 や具体的な方法を検討 </div>
通級による 指導	小・中学校の 通常の学級に 在籍する障害 のある児童生 徒に対し、大 部分の指導は 通常の学級で 行い、一部を 通級指導教室 で障害の状態 等に応じた特 別の指導を実 施	言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害 その他	小・中 学校学習指 導要領に 基づき、 特別支援 学校の学 習指導要 領を参考 に編成	小・中学校の学習指 導要領に基づき教育 を行うが、障害によ る学習上又は生活上 の困難を改善・克服 することを目的とす る「自立活動」や児 童生徒の障害の状態 等に応じて各教科の 内容を補充するため の特別の指導を行 う。	学習指導要領において、「個 別の教育支援計画」・「個別 の指導計画」の作成努力義 務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特別の教育課程を編成し ている場合、児童生徒一 人ひとりについて、指導 の目標や内容、配慮事項 などを示した「個別の指 導計画」を作成し、教職 員の共通理解の下にきめ 細かな指導を実施 </div>
特別支援 学級	特別支援学校 に比べ障害の 程度が軽く、 通常の学級に おける指導で は十分な成果 をあげることが 難しい児童生 徒一人ひと りの障害の状 態等に応じた 特別の指導を 実施	知的障害 肢体不自由 身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症 情緒障害	特別支援 学校学習 指導要領 に基づき 編成	少人数で学級を編制 し、小・中学校の学 習指導要領に基づ き、必要に応じて、 特別支援学校学習指 導要領を参考にしな がら、児童生徒一人 ひとりの障害の状態 等に応じた具体的な 目標設定、適切な指 導事項の選定等、特 別の指導を行う。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関係機関と連携し、様々 な側面からの取組を示し た「個別の教育支援計画」 を作成し、長期的な視点 に立って幼児期から学校 卒業後までの一貫した支 援を実施 </div>
特別支援 学校	就学基準に該 当する児童生 徒一人ひと りの障害の状 態等に応じて、 特別の指導を 実施	視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱	特別支援 学校学習 指導要領 に基づき 編成 幼稚園教 育要領、 小・中・ 高等学校 学習指導 要領に準 じて編成	小・中・高等学校の 各教科・領域等並び に自立活動の指導を 行う。 知的障害の児童生徒 を教育する場合には 特別支援学校学習指 導要領に定められた 教科・領域等及び自 立活動の指導を行 う。	学習指導要領において、「個 別の教育支援計画」・「個別 の指導計画」の作成義務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> P-D-C-Aサイクルに 基づいた、「個別の指導 計画」の改善・充実と 「個別の教育支援計画」 の活用 </div>

Q6 「個別の指導計画」はどのような手順で作成するのですか？

「個別の指導計画」は、次に示す手順に従い作成を進めますが、P-D-C-Aにより、適宜、見直しを行い、指導の改善・充実を図ることが必要です。

また、学校で作成している実態調査表、指導計画、前担任・学級・学校から引き継いだ資料等も活用して作成します。

<「個別の指導計画」作成の手順>



「個別の指導計画」を基にした授業を行うことで、計画的・継続的な指導を行うことができます。また、P-D-C-Aにより、指導の評価及び改善・充実に努め、きめ細かな指導を行うことが大切です。



Q7 実態把握はどのようにして行えばよいのですか？

適切な指導や必要な支援を行うためには、的確な実態把握が重要ですので、校内委員会等において、実態把握の内容や方法等を検討し、全教職員で共通理解を図っておくことが必要です。

「個別の教育支援計画」の実態把握		実態把握の方法																						
長期的な支援の方針や本人の実態、関係機関等からの支援の状況等を保護者の方の了解を得て記載した計画																								
実態把握の主な観点 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種類や程度、発達段階等 ○学校、家庭及び地域での生活の実状や関係者・機関による支援の状況 ○現在及び将来の生活についての本人及び保護者の方の希望 ○学校、家庭、地域で豊かな生活を送るための本人のニーズ 	○観察法																						
各教科・領域等における具体的な児童生徒の様子を把握																								
「個別の指導計画」の実態把握		○面接法																						
各教科等の一年間の指導目標や内容、配慮事項等を具体的に示した計画																								
実態把握の主な観点・内容 (例)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>○障害の状態</td> <td>○発達や経験の程度</td> </tr> <tr> <td>○興味・関心</td> <td>○生活や学習環境</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-----</td> </tr> <tr> <td>・病気等の有無や状態</td> <td>・生育歴</td> </tr> <tr> <td>・基本的な生活習慣</td> <td>・人やものとのかかわり</td> </tr> <tr> <td>・心理的な安定の状態</td> <td>・コミュニケーションの状態</td> </tr> <tr> <td>・対人関係や社会性の発達</td> <td>・身体機能、視機能、聴機能</td> </tr> <tr> <td>・知的発達や身体発育の状態</td> <td>・興味・関心</td> </tr> <tr> <td>・障害の理解に関すること</td> <td>・学習上の配慮事項や学力</td> </tr> <tr> <td>・進路</td> <td>・家庭や地域の環境</td> </tr> <tr> <td>・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性 等</td> <td></td> </tr> </table> <p>※「個別の指導計画」の実態把握の主な観点・内容は、「特別支援学校学習指導要領解説-自立活動編-『第7章-2(1)幼児児童生徒の実態把握』」より引用</p>	○障害の状態	○発達や経験の程度	○興味・関心	○生活や学習環境	-----		・病気等の有無や状態	・生育歴	・基本的な生活習慣	・人やものとのかかわり	・心理的な安定の状態	・コミュニケーションの状態	・対人関係や社会性の発達	・身体機能、視機能、聴機能	・知的発達や身体発育の状態	・興味・関心	・障害の理解に関すること	・学習上の配慮事項や学力	・進路	・家庭や地域の環境	・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性 等		○検査法
○障害の状態	○発達や経験の程度																							
○興味・関心	○生活や学習環境																							

・病気等の有無や状態	・生育歴																							
・基本的な生活習慣	・人やものとのかかわり																							
・心理的な安定の状態	・コミュニケーションの状態																							
・対人関係や社会性の発達	・身体機能、視機能、聴機能																							
・知的発達や身体発育の状態	・興味・関心																							
・障害の理解に関すること	・学習上の配慮事項や学力																							
・進路	・家庭や地域の環境																							
・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性 等																								
		○情報収集 〔保護者の方、心理的な立場、医学的な立場、福祉サービス事業所等から〕																						

※「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の実態把握の観点や内容には、重複する部分がありますが、「個別の指導計画」には、各教科・領域等に焦点化した具体的な幼児児童生徒の様子を記入します。

実態把握を進める際のポイント

<実態把握と計画の作成>

「個別の指導計画」の作成には、的確な実態把握が重要ですが、事前に十分な情報を収集することが困難な場合は、指導を進める中で得られた情報をもとに実態把握をさらに進め、「個別の指導計画」を修正していくという柔軟な対応も大切です。

<実態把握のための情報の取扱い>

実態把握は、指導に生かすことが目的ですので、「個別の指導計画」を作成するために必要となる内容に限定するとともに、その情報の管理に十分留意する必要があります。

<既存の記録・資料の活用>

実態把握や指導に必要な情報は、学校で作成している調査票等の資料と重複する場合がありますので、必要に応じて、その資料をコピーして「個別の指導計画」に添付したり、資料のある場所を明記したりするなど、既存の記録や資料を有効に活用します。

実態把握のために収集した、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについての情報を整理する視点として、以下に示す「自立活動の区分」「読み・書き・計算の学習レディネス」等が参考になります。

自立活動の内容

区 分	項 目
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。





読み・書き・計算の学習レディネス

レディネス（技能）		概 要
運動技能	粗大運動技能	歩く、走る、跳ぶ、捕える、投げるなど、肩や肘に関係した関節や大きな筋肉を動かす能力
	巧緻運動技能	なぞり書き、色を塗る、ちぎるなど、指や手首に関係した関節や小さな筋肉を動かす能力
	目と手の協応	合一的な目的のために目と手を同時に使う能力（図形や文字をなぞったり、書いたりする能力）
視知覚技能	図と地の知覚	様々な視覚刺激の中から、特定の線・図形・文字を選び出す能力
	形の知覚	事物の輪郭や色合いの違いによって、それぞれの形の細かい差異に気付く能力
	形の恒常性の知覚	形の大きさ・方向・色などが変化しても、その違いに惑わされずに、同じ形として見る能力
	空間の位置の知覚	一つの事物の上下・前後・左右・内外などを把握し、判断する能力
	空間関係の知覚	二つ以上の事物の相互の位置関係や、自分との位置関係を把握する能力
	全体一部分関係の知覚	事物の全体をなしている部分の特徴や部分の特徴から全体を把握し、判断するという相互関係を理解する能力
	連続性の知覚	視覚的な刺激の変化を、意味のある連続したものとして理解する能力
聴知覚技能	図と地の知覚	聴覚刺激の中から、特定の音や音声を選び出す能力
	位置の知覚	音や音声を認知し、その場所や位置を判断する能力
	聴覚的記憶	音や音声を覚え、再生する能力
	聴覚弁別	音や音声の違いを把握し、判断する能力
	連続性の知覚	聴覚的な刺激の変化を、意味のある連続したものとして理解する能力
触知覚技能		事物を手などで触ったりして、事物の形や特徴を把握し、判断する能力（視知覚技能の発達に大切）
基礎的な概念形成の技能	連合	二つ以上の事物やシンボルの間の関連に気付き、結び付ける能力（手袋と手、クレヨンと鉛筆、茶碗と箸、量と数字など）
	一般化	二つ以上の事物やシンボルの間の類似性に基づき、類に分ける能力

文部省「肢体不自由児の養護・訓練の指導」（平成6年）より

Q 8 目標を設定するときの留意点は何ですか？

学校全体の教育計画である教育課程や年間指導計画との関連を図りながら、一人ひとりの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた目標を設定する必要があります。

指導目標には、毎時間の授業の主眼や単元目標といった短期的なものや、学期及び年間の目標といった長期的なものがあります。「個別の指導計画」では、各学期や年間の指導目標を示すこととしていますので、幼児児童生徒の成長等に応じて、適宜、目標を修正します。

また、目標の設定に当たっては、校内委員会等での検討や、保護者の方・関係者の意見などを参考にすることも大切です。

年間指導目標

1年間で達成可能と考えられる、各教科・領域等や生活面の目標を設定します。

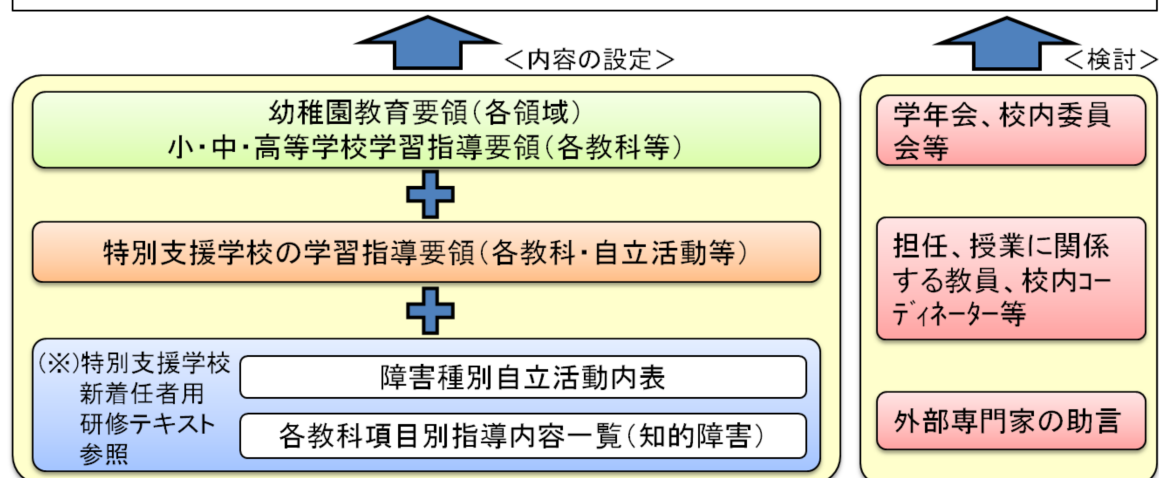
学期の指導目標

年間指導目標を受けて、学期ごとに達成する目標を設定します。この目標は、年間指導目標を達成するためのスモールステップとなり、各学期内で達成可能と考えられる目標となります。

Q 9 指導内容をどのように設定すればよいのですか？

一人ひとりの幼児児童生徒に設定した目標を達成するために必要な指導内容を具体的に設定することが大切です。

- ◆ 幼児児童生徒の実態に即した具体的な指導内容
- ◆ 各教科等相互の関連性を踏まえた指導内容
- ◆ 系統的、発展的な指導内容



※具体的な指導内容の参考として、「特別支援学校新着任者用研修テキスト」に、<障害種別自立活動内容表><各教科項目別指導内容一覧(知的障害)>を掲載しています。

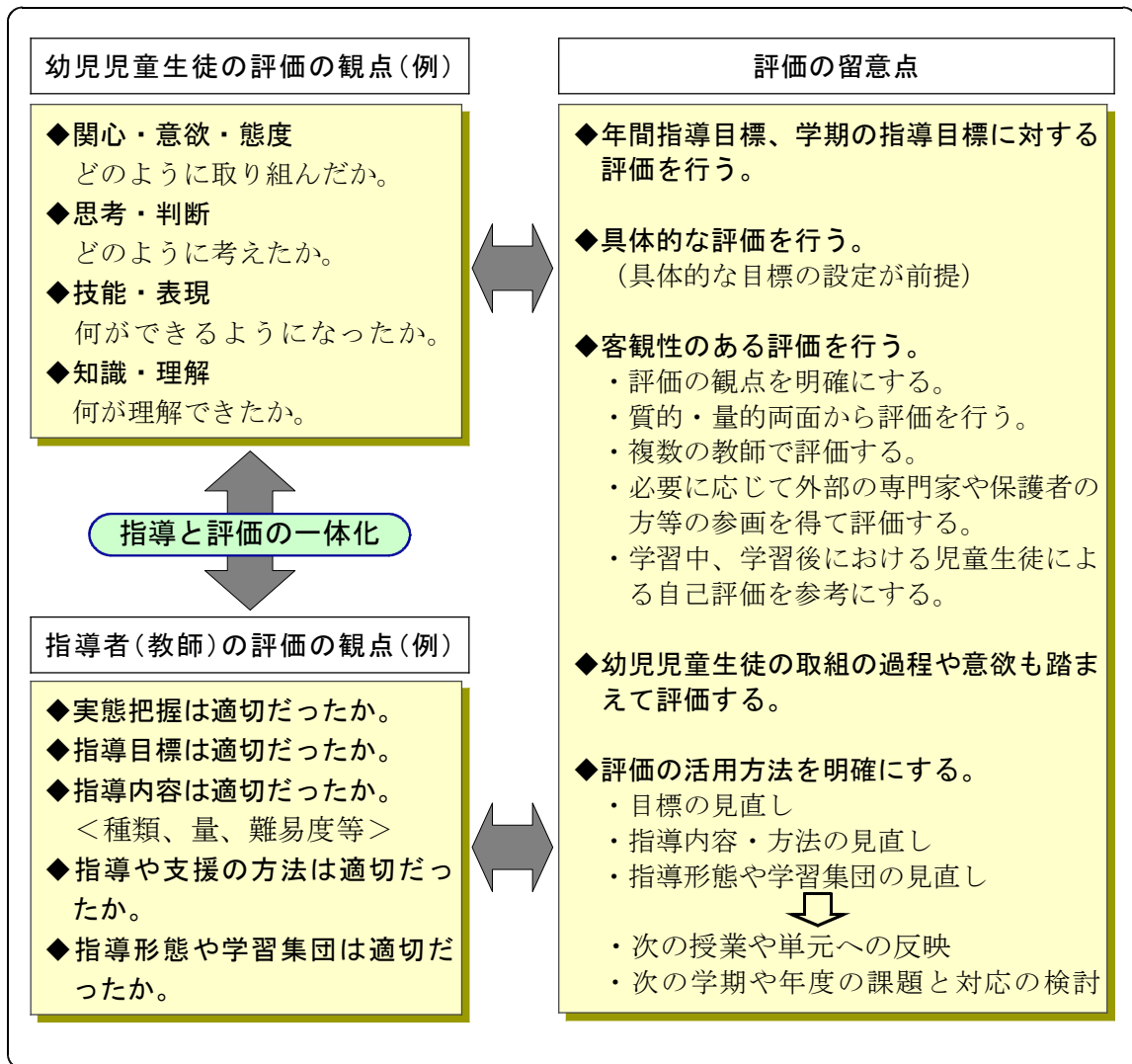
(URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/induction/text.html>)

Q10 どのような観点で評価を行えばよいのですか？

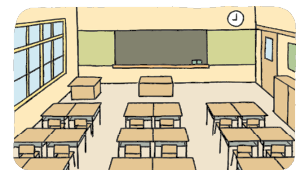
「個別の指導計画」に基づき進めている指導や支援について、定期的に評価し、改善を図ることが必要です。

評価に当たっては、幼児児童生徒の変容を、具体的で客観的な方法により、質的な面と量的な面の両面から把握することが必要です。

また、評価は、幼児児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導や支援の評価でもあるので、幼児児童生徒のつまずきだけでなく、それを改善するための手だても明確にすることが重要です。



指導の改善・充実





「個別の指導計画」の評価のポイント

●指導の改善・充実に役立つ評価のために

- 指導目標や指導の手だてが具体的であること。
- 記述による評価と数量的な評価それぞれのよさを生かすこと。
記述による評価・・・幼児児童生徒が取り組んでいる様子で評価
数量的な評価・・・達成基準（回数や達成率等）で評価
- 指導者自身が指導や支援を振り返ること。
指示や説明の方法、教材の工夫、教室の環境等

●評価を受けて計画を見直す場や方法

- 校内委員会や学年会等
- 特別支援学級担任や地域コーディネーター等の助言の活用

●評価を受けて計画を見直すポイント

＜指導がうまくいかず成果が表れにくい場合＞

- 学期の指導目標を見直す。
- 指導内容・方法、手だてを見直す。
 - うまくいかない原因をいくつか考える。
 - 原因に対応した解決策を考える。
 - うまくいきそうな解決策を選び、手だてを修正する。

「個別の指導計画」の見直しや修正をコンピュータ等で行う場合、上書き保存をすると、修正部分が分からなくなることがあります。取消線等で修正し、修正理由を残しておくことも大切です。

「個別の指導計画」の評価を生かす

修正した「個別の指導計画」は、次の学年や学校において適切な指導及び必要な支援を行うための重要な情報となります。

「個別の指導計画」に基づいて指導した結果、幼児児童生徒がどのように成長したか、どのような指導内容や支援の手だてが有効であったかなどの情報は、次年度の新しい計画の作成に生かされます。

実際の引継ぎでは、単に「個別の指導計画」を受け渡すだけでなく、話し合いを行い、内容が十分理解できるようにすることが大切です。各学校で、引継ぎの手順や時期、引継事項について、校内委員会等において検討しておくといでしょう。

なお、「個別の指導計画」は、個人情報を含んでいますので、その活用と管理に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮が必要となります。

幼児児童生徒の幼稚園や学校での学習や生活の様子を保護者の方に伝えるために通知表を作成しますが、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の評価を通知表に活用する場合には、保護者の方に分かりやすいものとなるよう工夫するとともに、記載すべき内容を慎重に検討する必要があります。

「個別の指導計画」の授業への活用

● 「個別の指導計画」に基づいた授業

作成した「個別の指導計画」に基づき授業を展開していく場合、例えば、単元計画を検討する際には、「個別の指導計画」の年間指導目標に応じた学習活動となるよう工夫します。

また、「個別の指導計画」に基づき、日々の授業を展開するにあたっては、「個別の指導計画」に記載した目標や手だてが、学習指導案の単元（題材）設定の理由、個人ごとの単元目標や本時の主眼、指導上の留意点等に具体化される必要があります。そうすることで、「個別の指導計画」と日々の授業との関連性を図ることができます。

さらに、授業を実践していく中で、「個別の指導計画」の目標とつながっていないことがあった場合には、単元の指導内容や目標を見直すことを検討する必要があります。

また、目標は妥当であったか、指導内容や支援の手だての工夫は適切であったかなどについても分析し、必要な修正をすることも大切です。

このような取組により、「個別の指導計画」が一層充実していきます。



＜参考＞特別の教育課程

各学校において、児童生徒の障害の状態等に応じた特別の教育課程を編成できるよう、学校教育法施行規則や学習指導要領に教育課程の取扱いに関する様々な規定が設けられています。児童生徒の障害の状態等に応じて教育課程の編成を工夫し、より効果的な学習を行うことが重要です。

＜特別支援学級・通級による指導における教育課程編成の特例＞

特別支援学級や通級による指導においても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するための教育を行うとともに、特別支援学校学習指導要領を参考にして、児童生徒の障害の状態等に応じた、特別の教育課程を編成します。

◆「特別支援学校学習指導要領を参考にする」とは、

- 自立活動を取り入れる。
- 各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替える。
- 各教科を、知的障害の児童生徒に対する教育を行う場合の各教科に替える。等です。

＜特別支援学校学習指導要領における「特別の教育課程の編成」＞



障害の状況等により特に必要がある場合

◆一部を取り扱わないこと

- 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。

◆下学年適用

- 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができる。

◆下学部適用

- 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができる。
- 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

重複障害の児童生徒の場合

◆知的障害を教育する場合の各教科の代替＜知的障害がある場合＞

- 各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該教科に相当する知的障害のある児童生徒を教育する場合の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができる。
- 小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができる。

◆自立活動を主とした指導＜重複障害で障害の状態により特に必要がある場合＞

- 各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。

＜参考＞ 知的障害のある児童生徒に対する教育における各教科の構成

特別支援学校学習指導要領に示されている、知的障害のある児童生徒に対する教育における各教科の内容構成の観点は、児童生徒の実態把握や指導目標・内容の設定の際の参考になります。



＜小学部＞

教科名	内容構成の観点	
生活科	「基本的な生活習慣」	食事、用便、寝起き、清潔、身の回りの整理、身なり
	「健康・安全」	健康管理、危険防止、交通安全、避難訓練
	「遊び」	いろいろな遊び、遊具の後片付け
	「交際」	自分自身と家族、身近な人との交際、電話や来客の取次ぎ、気持ちを伝える対応
	「役割」	集団の参加や集団内での役割、地域への行事の参加、共同での作業と役割分担
	「手伝い・仕事」	手伝い、整理整頓、戸締まり、清掃、後片付け
	「きまり」	自分の物と他人の物の区別、学校のきまり、日常生活のきまり、マナー
	「日課・予定」	日課・予定
	「金銭」	金銭の扱い、買い物、自動販売機等の利用
	「自然」	自然との触れ合い、動物の飼育・植物の栽培、季節の変化と生活
	「社会の仕組み」	家族・親戚・近所の人、いろいろな店、社会の様子
「公共施設」	公園や遊園地などの利用、公共施設の利用、交通機関の利用	
国語科	「聞く・話す」「読む」「書く」	
算数科	「数量の基礎、数と計算」「量と測定」「図形・数量関係」「実務」	
音楽科	「音楽遊び」「鑑賞」「身体表現」「器楽」「歌唱」	
図画工作科	「表現」「材料・用具」「鑑賞」	
体育科	「基本的な運動」「運動遊び」「いろいろな運動」「きまり・安全」	

＜中学部＞

教科名	内容構成の観点	
国語科	「聞く・話す」「読む」「書く」	
社会科	「集団生活ときまり」「公共施設」「社会の出来事」「地域の様子や社会の変化」「外国の様子」	
数学科	「数と計算」「量と測定」「図形・数量関係」「実務」	
理科	「人体」「生物」「事物や機械」「自然」	
音楽科	「鑑賞」「身体表現」「器楽」「歌唱」	
美術科	「表現」「材料・用具」「鑑賞」	
保健体育科	「いろいろな運動」「きまり」「保健」	
職業・ 家庭科	「働くことの意義」「職業に関する基礎的な知識」「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」「役割」「産業現場等における実習」「家庭の役割」「家庭に関する基礎的な事項」「情報」「余暇」	
外国語科	「英語とその表現への興味や関心」「英語での表現」	

＜高等部＞

教科名	内容構成の観点	
国語科	「聞く・話す」「読む」「書く」	
社会科	「集団生活と役割・責任」「きまり」「公共施設」「社会的事象」「我が国の地理・歴史」「外国の様子」	
数学科	「数と計算」「量と測定」「図形・数量関係」「実務」	
理科	「人体」「生物」「事物や機械」「自然」	
音楽科	「鑑賞」「身体表現」「器楽」「歌唱」	
美術科	「表現」「材料・用具」「鑑賞」	
保健体育科	「いろいろな運動」「きまり」「保健」	
職業科	「働くことの意義」「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」「役割」「職業に関する知識」「産業現場等における実習」「健康管理・余暇」「機械・情報機器」	
家庭科	「家庭の役割」「消費と余暇」「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」「家庭生活に関する事項」「保育・家庭看護」	
外国語科	「会話」「読む・書く」「語や句、文の意味」	
情報科	「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」「機器の操作」「ソフトウェアの操作と活用」「通信及び情報の取扱い」	
家政科	「実習」「知識と技術の習得」「器具・機械等の取扱いや保管・管理」「家庭に関する各分野」	
農業科	「実習」「知識と技術の習得」「機具・機械等の取扱いや保管・管理」「農業に関する分野」	
工業科	「実習」「知識と技術の習得」「工具・機械等の取扱いや保管・管理」「工業に関する各分野」	
流通・ サービス科	「実習」「知識と技術の習得」「機器・機械等の取扱いや保管・管理」	
福祉科	「流通やサービスに関する各分野」「実習」「知識と技術の習得」「機器・用具等の取扱いや保管・管理」「社会福祉に関する分野」	

「個別の指導計画」
様 式

(様式1)

個別の指導計画

立

学校

学年・組	年 組	校長氏名印	担任氏名印	期間 平成 年 月～平成 年 月
氏 名				

個別の 教育支援計画 長期目標 (概ね3年間)		個別の 教育支援計画 重点目標 (概ね1年間)	
----------------------------------	--	----------------------------------	--

		幼 児 児 童 生 徒 の 様 子	年 間 指 導 目 標
教 科 ・ 領 域 等			
生 活 面			
そ の 他			

(様式2)

個別の指導計画

立 学校

学年・組		年 組		氏 名							
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教 科 ・ 領 域 等											

学年・組		年 組	氏 名	指 導 記 録					
		学期の指導目標	指導内容・指導方法・手だて等	指導の			指導の経過と評価	検 討 課 題 (次学期に向けて)	
				目 標	内 容	方 法			
				4	4	4			
教 科 ・ 領 域 等	教			4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			
	科				4	4	4		
					3	3	3		
					2	2	2		
					1	1	1		
	・				4	4	4		
					3	3	3		
					2	2	2		
					1	1	1		
領				4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			
域				4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			
等				4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			
生				4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			
活				4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			
面				4	4	4			
				3	3	3			
				2	2	2			
				1	1	1			

<注1> 指導の形態や指導の場所等については、「指導内容・指導方法・手だて等」の欄に必要に応じて記載する。

(例) 「週1時間を通常の学級で指導する。」 「グループ別の指導を基本とするが、週1時間は個別に指導する。」

「週1時間は通級指導教室を利用する。」 「国語、算数については、補助教員、支援員が個別的な支援を行う。」

<注2> 評価については、指導目標・指導内容・指導方法を必要に応じて1～4で概括し、顕著な部分を「指導の経過と評価」の欄に文章で記述する。

(例) 4段階評価 (4 : 高く評価できる 3 : 評価できる 2 : 部分的に見直しが必要 1 : 全面的な見直しが必要)

「個別の指導計画」 記入上の留意点

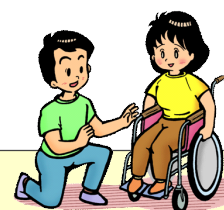
「個別の指導計画」の作成に当たって

「個別の指導計画」は作成することが目的ではなく、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な指導を、計画的、組織的に行うために作成するものであることに、特に、留意する必要があります。



すべての欄に記入する必要はありません。

- 通常の学級に在籍する幼児児童生徒については、特別の指導を行う教科等について作成し、他の教科等については、学級の年間指導計画等を添付することも考えられます。
- 完全な計画を作成しようとするのではなく、指導を進めていく中で、随時必要な加除修正を行うようにします。加除修正を行った場合は、その年月日を記入しておきます。



学級担任の負担が大きくなるようにしません。

- 校内コーディネーターを中心に、校内委員会等で必要な支援や助言を行いながら作成していくことが大切です。
- 指導に当たっても、全教職員が指導目標や指導内容・方法等について共通理解し、協力することが大切です。

進級や進学、転学先に適切な指導を引き継ぎます。

- 進級や進学に当たって、必要に応じて「個別の指導計画」を引き継ぎ、一人ひとりの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な指導を継続して行うようにすることが大切です。



学年・組 氏名	〇年 〇組 〇〇 〇〇	校長氏名印	担任氏名印	期間 平成21年4月～平成22年3月
------------	----------------	-------	-------	-----------------------

個別の教育支援計画 長期目標 (概ね3年間)	個別の教育支援計画を作成している場合には、長期目標を転記し、個別の教育支援計画とのつながりを明確にします。	個別の教育支援計画 重点目標 (概ね1年間)	個別の教育支援計画を作成している場合には、重点目標を転記し、個別の教育支援計画とのつながりを明確にします。
------------------------------	---	------------------------------	---

		児童生徒の様子	年間指導目標
教科・領域等	教育課程表や日課表に合わせて、教科、領域等の名称を記入します。枠は必要に応じて増やしたり広げたりします。	各教科等に焦点化した幼児児童生徒の様子を記入します。その際、個別の教育支援計画などを参照します。	幼児児童生徒ごとに、概ね1年間で達成できる目標を設定します。通常の学級や通級指導教室の場合は、教科等の一般的な目標を記入するのではなく、幼児児童生徒の様子に関連した目標や、各教科等における支援の方針等を具体的に記入します。
		記載する教科、領域等について (例)	
生活面		<p>必要に応じて、学習指導要領の項目を参考に記載内容を整理します。</p> <p><知的障害の児童生徒を教育する場合></p> <p>【国語】「話す・聞く」「書く」「読む」等</p> <p>【算数】「数と計算」「量と測定」「図形」「数量」等</p> <p>【図画工作】「表現」「鑑賞」等</p> <p>【音楽】「歌唱」「器楽」「鑑賞」等</p> <p>【自立活動】「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」等</p>	
		「対人関係」「コミュニケーション」「集団参加」「基本的生活習慣」「身辺自立」などについて、指導上特に必要な事項を記入します。	
	その他	<p>幼児児童生徒を学級の中でどのように育てていくのか、また、周囲の児童生徒にどのような働きかけをしていくのか等、学級運営上の配慮事項等があれば記入します。</p> <p>通級指導教室、特別支援学級担当者との連携等を必要に応じて記入します。</p>	

学年・組		年 組			氏 名		〇〇 〇〇				
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教 科 ・ 領 域 等	<p>年間指導目標の達成に向けて、どの時期に、どんな単元（題材）で、どのような内容を指導するかなどを大まかに記入します。</p> <p>年間の計画を示すことで、各教科・領域等と学校行事等との関連が分かりやすくなります。</p> <p>また、各教科・領域等の指導内容の系統性、発展性、関連性を考慮しながら記入します。</p>										
	<p>年間指導計画は、幼児児童生徒の変容に合わせて、常に見直しを行う必要があります。精選してゆとりのあるものにするのが大切です。</p>										
	<p>通常の上級に在籍している児童生徒の場合、所属学級の年間指導計画等を添付する方法もあります。</p> <p>その際、特に配慮や支援が必要となる教科や単元、学校行事等を網掛けなどで分かりやすく示しておく、年間の中で特に配慮等をするのはいつかが分かりやすくなるともに、校内委員会等でも活用しやすくなります。</p>										
	<p>記載する教科、領域等について（例）</p> <p>【幼稚園】 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」のすべての領域について記入する必要はありません。幼児の障害の状態等に応じて、課題と思われる部分を中心に記入します。</p> <p>【通常の学級】 すべての教科・領域等について記入する必要はありません。 課題と思われる教科・領域等を中心に記入します。 各教科・領域等に共通する部分があれば、「授業参加」等の項目名で別に記入してもよいでしょう。</p> <p>【通級指導教室】 自立活動を中心に記入しますが、必要に応じて、教科・領域についても記入します。</p> <p>【特別支援学級・特別支援学校】 各教科等を合わせた指導、各教科・領域等について記入します。</p>										
	<p>教育課程表や日課表に合わせて、教科、領域等の名称を記入します。 枠は必要に応じて増やしたり広げたりします。</p>										

学年・組		年 組	氏 名			〇〇 〇〇		指導期間 (学期) 末に評価します。		導 記 録	
学期の指導目標		指導内容・指導方法・手だて等			指導の		評 価		指導の経過と評価		検 討 課 題 (次学期に向けて)
					目 標	内 容	方 法				
					4	4	4				
教 科 ・ 領 域 等		この様式に記入された内容は、通知表や指導要録作成の際の参考となります。			1	1	1				
					4	4	4				
					3	3	3				
					2	2	2				
					1	1	1				
					4	4	4				
					3	3	3				
					2	2	2				
					1	1	1				
					4	4	4				
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									
4	4	4									
3	3	3									
2	2	2									
1	1	1									

「個別の指導計画」作成及び記入の方法(例)

ここには、作成や記入の方法の例を示しています。計画の様式や内容については、本マニュアルと別冊の「記入例」を参考に、幼児児童生徒の実態、学級・学校の状況、受けている教育の形態等に応じて、適宜、工夫・修正してください。

※以下の様式1～様式3は、本マニュアルの16～18ページに掲載しています。



通常の学級

様式1：特に配慮を要する教科等や学校生活全体における支援の方針を記載します。

様式2：在籍する学級の各教科の年間指導計画を差込み（あるいはコピーを添付）、特に配慮を要する教科や学校生活全体における具体的な支援の手だてや配慮事項を追記します。

様式3：様式1及び様式2に記載した教科等及び学校生活全般における学期の指導や支援の方針、手だてを記入し、学期末に評価します。

特別支援学級

様式1：各教科、領域、領域・教科を合わせた指導等について、児童生徒の様子と年間指導目標を記入します。

様式2：各教科、領域、領域・教科を合わせた指導等について、年間指導計画を記載します。交流学級で学習している教科については、交流学級の年間指導計画を差込み（あるいはコピーを添付）、必要となる支援や配慮事項を追記します。

様式3：様式1及び様式2に記載した各教科、領域、領域・教科を合わせた指導などにおける学期の指導目標や内容・方法を記入し、学期末に評価します。

特別支援学校

様式1：各教科、領域、領域・教科を合わせた指導等について、幼児児童生徒の様子と年間指導目標を記入します。

小・中・高等学校に準ずる教育課程を編成している場合は、各教科における児童生徒の様子と支援の方針及び配慮事項を記入します。

様式2：各教科、領域、領域・教科を合わせた指導等について、年間指導計画を記載します。小・中・高等学校に準ずる教育課程を編成している場合は、学級の年間指導計画や、特に必要となる教科や領域における支援や配慮事項を追記します。

様式3：様式1及び2に記載した各教科、領域、領域・教科を合わせた指導等における学期の指導目標や内容・方法を記入し、学期末に評価します。

特別支援学級や特別支援学では、生活単元学習などの、各教科や領域等を合わせた指導を行うことがあります。

その場合、単元の学習を構成する各教科や領域の内容を記載することで、各教科や領域等の相互の関連が分かりやすくなります。

また、各教科、領域ごとに指導目標や内容等を記載することは、系統性や発展性を踏まえた指導のために重要です。

通級指導教室

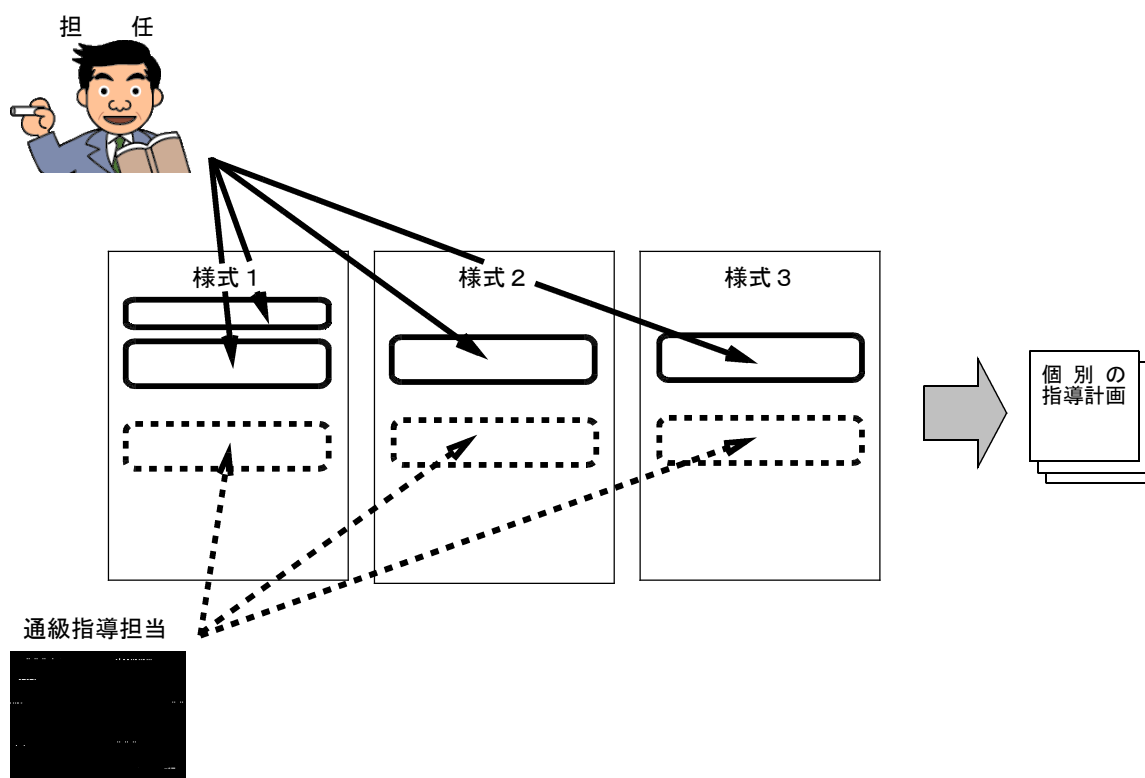
様式 1 : 学級担任が、特に配慮を要する教科や学校生活全体における支援の方針を記載します。通級指導担当者は自立活動及び各教科の内容を補充するための指導を行っている教科等について、支援の方針を記載します。

様式 2 : 学級担任が、在籍する学級の各教科の年間指導計画や、特に配慮を要する教科等や学校生活全体における支援の手だて、配慮事項等を記載します。通級指導担当者は自立活動や各教科の内容を補充するための指導を行っている教科の年間指導計画を記載します。

様式 3 : 学級担任は、様式 1 及び様式 2 に記載した教科等及び学校生活全体における学期の指導や支援の方針、手だてを記入し、学期末に評価します。通級指導担当者は、自立活動や各教科の内容を補充するための指導を行っている教科の学期の指導目標や内容・方法を記入し、学期末に評価します。

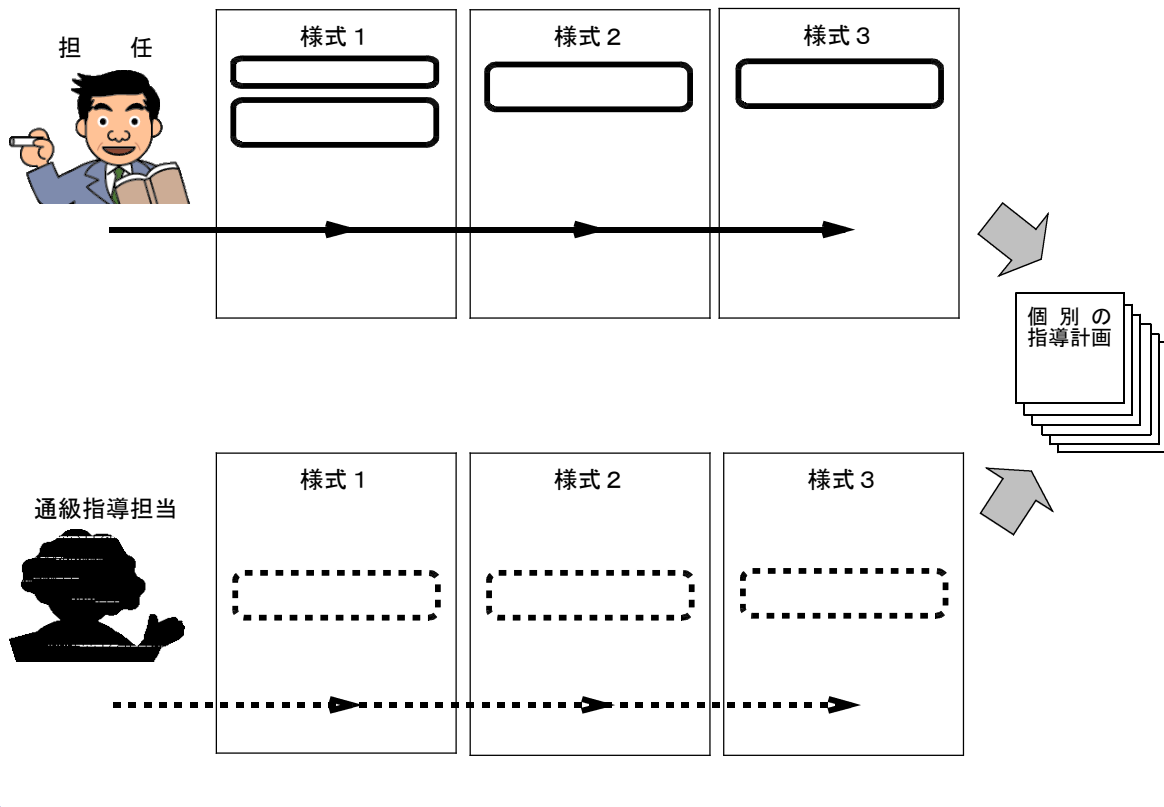
「個別の指導計画」は学級担任が作成しますが、他の教員も協力して作成することが大切です。

<例①>様式 1 ~ 3 を学級担任と通級指導担当者が分担して記入する。



※本ページの<例①>及び次ページに示す<例②><例③>のいずれの方法により作成した場合も、学級担任と通級指導担当で、記載内容の検討や共通理解を図るようにします。

<例②>様式1～3を学級担任と通級指導担当者が別業として記入し、合わせてとじ込む。



<例③>様式1～3に学級担任が必要となる配慮事項等を記入し、通級指導担当者が作成した通級指導用の「個別の指導計画」と合わせてとじ込む。

